

死亡届

平成 年 月 日届出

長 殿

受理 平成 年 月 日 第 号	発送 平成 年 月 日 長 印					
送付 平成 年 月 日 第 号						
書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票	附票	住民票	通知

死亡診断書(死体検案書)

この欄は、診断(検案)したところの医師の方に証明してもらってください

(よみかた) 氏 名	氏 名 <input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	
生 年 月 日	<input type="checkbox"/> 午前 <input type="checkbox"/> 午後 時 分	
死亡したとき	平成 年 月 日 <input type="checkbox"/> 午前 <input type="checkbox"/> 午後 時 分	
死亡したところ	番地 番号	
住 所 (住民登録を するところ)	番地 番号 (よみかた) 世帯主の氏名	
本 籍 (外国人のときは 国籍だけを 書いてください)	番地 番号 筆頭者の氏名	
死亡した人の夫または妻	<input type="checkbox"/> いる(満 歳) <input type="checkbox"/> いない (<input type="checkbox"/> 未婚 <input type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> 離別)	
死亡したときの世帯の主な仕事と	<input type="checkbox"/> 夫 <input type="checkbox"/> 妻 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 <input type="checkbox"/> 夫 <input type="checkbox"/> 妻 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 <input type="checkbox"/> 夫 <input type="checkbox"/> 妻 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業員数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 夫 <input type="checkbox"/> 妻 4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 夫 <input type="checkbox"/> 妻 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 <input type="checkbox"/> 夫 <input type="checkbox"/> 妻 6. 仕事をしている者のいない世帯 <small>(国勢調査の年…平成17年の4月1日から翌年3月31日までに死亡したときだけ書いてください)</small>	
死亡した人の職業・産業	職業	産業
その他		
届 出 人	<input type="checkbox"/> 1. 同居の親族 <input type="checkbox"/> 2. 同居していない親族 <input type="checkbox"/> 3. 同居者 <input type="checkbox"/> 4. 家主 <input type="checkbox"/> 5. 地主 <input type="checkbox"/> 6. 家屋管理人 <input type="checkbox"/> 7. 土地管理人 <input type="checkbox"/> 8. 公設所の長	
	住 所	番地 番号
	本 籍	番地 番号 筆頭者の氏名
	署 名	印 年 月 日生
事 件 簿 番 号		
連 絡 先	電話 () 番	自 宅 ・ 勤 務 先 ・ 呼 出 方

死亡診断書と同様にお書きください

世帯主と筆頭者の違い・

・世帯主・・・住民票上の世帯の代表。戸籍筆頭者とは異なる場合もあります。

・筆頭者・・・戸籍上の代表者。戸籍は夫婦とその子で1単位なので、この場合は夫が妻の方の氏名が入ります。

例：世帯主・筆頭者が一郎さんと、妻である花子さんが届出した場合

世帯主の氏名・・・ 一郎

筆頭者の氏名・・・ 一郎

亡くなくても筆頭者は変わりません。

【注意すること】

届出人の欄の1～8は、優先順位で並んでいます。該当する に✓をつけてください。

届出人の印鑑をご持参ください。届書を持参する方は、使者の方でもかまいません。

死亡診断書の写しが必要な方は、あらかじめご自分でコピーをとっておくことをお勧めします。

一度受理されると、条例などにより定められているもの以外は交付できませんのでご了承願います。届書及び火葬許可証等以外の手続きにつきましては後日でもできます。

届出にいられた際に「死亡届出に関連する手続き一覧」をお渡ししますので、そちらを参考に、後日来庁ください。